



秋田県公報

目次

告示

個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(四三三・総務課)……………1

情報提供を推進すべき法人の変更(四三四・総務課)……………1

情報公開を推進すべき法人の変更(四三五・総務課)……………1

道路区域の変更(四三六・道路課)……………1

建築基準法による道路位置の指定(四三七・北秋田地域振興局建設部)……………1

公告

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(鹿角地域振興局農林部)……………2

土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部)……………2

土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………2

土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………2

土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………2

土地改良区の管理規程の変更の認可(由利地域振興局農林部)……………2

道路の区域

部)……………2

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………2

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………2

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(四五)……………3

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(四六)……………3

告 示

秋田県告示第四百三十三号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第一条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称
秋田県町村土地開発公社
財団法人秋田県傷痍軍人会

秋田県告示第四百三十四号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲

を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称
秋田県町村土地開発公社
財団法人秋田県傷痍軍人会
財団法人大館市勤労者福祉事業団

秋田県告示第四百三十五号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けないこととなったので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称
秋田県町村土地開発公社
財団法人秋田県傷痍軍人会

秋田県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

法人の名称
財団法人秋田県傷痍軍人会

道路の種類	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道			十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字下毛平二八番五六地先から二八番五一地先まで	一六・五〇〇〇四四・五〇〇	〇・〇九〇
			十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字下毛平二八番五六地先から二八番五一地先まで	一六・五〇〇〇四四・五〇〇	〇・〇九〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年四月二十八日から同年五月十九日まで

秋田県告示第四百三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規

定に基づき、公告する。

平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 北秋田市坊沢字深閑街道下五九番地 有限会社ゴダイ 代表取締役 高杉弘章	道路の位置の指定箇所 一 北秋田市脇神字赤川岱一五七番一、一六四番	道路の延長 五三・六八メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十八年四月十九日
---	--------------------------------------	--------------------	----------------	---------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、
公告する。
平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
鹿角郡小坂町小坂字村上十六番地二
" " " 大地字上村百十八番地
- 二 就任理事の住所及び氏名
鹿角郡小坂町大地字上村百十四番地二
" " " 小坂字村上八番地
" " " 小坂字大生手五十五番地一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鹿角郡小坂町大谷土地改良区から申請があつた定
款変更について、平成十八年四月二十日認可したので、同条第三
項の規定に基づき、公告する。
平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北秋田市綴子土地改良区から申請があつた定款変
更について、平成十八年四月二十日認可したので、同条第三項の
規定に基づき、公告する。
平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仁井田壇土地改良区から申請があつた定款変更

について、平成十八年四月二十日認可したので、同条第三項の規定
に基づき、公告する。
平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡仁賀保町土地改良区から申請があつた定款
変更について、平成十八年四月二十一日認可したので、同条第三
項の規定に基づき、公告する。
平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、本荘東由利土地改良区から申請があつた管
理規程の変更について、平成十八年四月二十日認可したので、同
条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡金沢西根土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づ
き、公告する。
平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任監事の住所及び氏名
仙北郡美郷町金沢西根字上石町百五十七番地 金子 芳美
" " " 字上百目木八十九番地の五 千葉 正之
- 二 就任監事の住所及び氏名
仙北郡美郷町金沢西根字上石町百五十七番地 金子 芳美
" " " 字上百目木八十九番地の五 千葉 正之
" " " 字上千間谷地七十七番地 佐藤 幸一

仙北郡美郷町金沢西根字上千間谷地七十七番地 千葉 正之
佐藤 幸一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平鹿郡大雄村田村野土地改良区から次のとおり
役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に
基づき、公告する。
平成十八年四月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
横手市大雄字新町西二十五
" " " 六
" " " 百万刈字百万刈百九十
" " " 黒川字鶴巻田百四十一
" " " 大雄字新町西十四
" " " 字佐加里南六十二
" " " 大仙市角間川町布晒百六
横手市大雄字新町東五十七番地一
" " " 黒川字上和野百三十八
- 二 就任理事の住所及び氏名
横手市大雄字新町西二十五
" " " 六
" " " 百万刈字百万刈百九十
" " " 黒川字鶴巻田百四十一
" " " 大雄字新町西十四
" " " 字佐加里南六十二
" " " 大仙市角間川町布晒百六
横手市大雄字新町東五十七番地一
" " " 黒川字上和野百三十八

秋田県知事 寺田 典城

- 三 退任監事の住所及び氏名
横手市下境字北大屋敷八十
" " " 大雄字高津野百七十三番地五
- 四 就任監事の住所及び氏名
" " " 大雄字高津野百七十三番地五

選挙管理委員会告示

横手市下境字北大屋敷八十
" 大雄字高津野百七十三番地五
鎌田 進
加藤 信雄

秋選管告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年四月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、一七六

三分の一の数 （選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二六、四六一

秋選管告示第四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十八年四月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

- 秋田市 八五、〇〇〇
- 能代市 一七、九二五
- 横手市 一〇、八六五
- 大館市 一七、九四二
- 本荘市 一二、一八七
- 男鹿市 八、二四〇
- 湯沢市 九、二九〇
- 大曲市 一〇、六一九
- 鹿角市鹿角郡 一二、三九三
- 北秋田郡 一七、七三五

- 山本郡 九、七九七
- 南秋田郡 一九、七七八
- 河辺郡 五、一七六
- 由利郡 二〇、六一七
- 仙北郡 三一、四五八
- 平鹿郡 一八、二二八
- 雄勝郡 一二、三四三

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 〒990-0005 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(0862)876600 FAX(0863)00005
 E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄